乳幼児保育サービスをご利用ください

乳幼児ショートステイ

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で、一時的に養育できないとき、短期間お子さんをお預かりします。

日数1回につき原則として7日以内

場所「東京恵明学園」(福生市役所から車で約12分、最寄り駅「小作駅」西口からバスまたはタクシーで約5分)☎0428・23・0241

対象市内に居住する生後3か月から小学校就学前の乳幼児

利用料金宿泊保育4,000円(1日)、日中保育3,000円(11時間未満)

申込み印鑑を持参の上、子ども家庭支援センターまたは子育て支援課へ。

※夜間、日曜日、祝日等緊急の場合は施設でも申込みができます。詳細については問い合わせてください。

一時保育

保護者の病気や心身のリフレッシュなどで一時的に家庭で保育することができないとき、お子さんをお預かりします。

日数週3日以内

時間午前7時15分～午後6時15分(原則8時間以内)

場所市内認可保育園及び保育室

対象就学前の児童(保育室は2歳まで)

保育料各保育園、保育室に問い合わせてください。

申込み各保育園、保育室へ。

休日保育

保護者の仕事などで、家庭で保育することができないとき、お子さんをお預かりします。

保育日時日曜日、祝日(年末年始除く)午前7時30分～午後6時30分**場所**福生保育園**対象**就学前の児童

保育料児童1人につき1日2,500円※昼食別、おやつ200円

申込み福生保育園☎551・0152へ。

社会福祉協議会

ひとりで悩まず、まず相談を「心の相談」

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

日時11月22日(木)午後1時～2時30分

場所福祉センター相談室

対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など

定員先着2人(予約制)

※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

申込み11月5日から(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会☎552・2121へ。

ふっさボランティア市民活動センター

①傾聴ボランティア講座「あなたは人の話をちゃんと聴けていますか?」

ボランティア活動での実践や、高齢者と接する機会の多い方、「聴く」ということの大切さを学んでみませんか。

日時11月22日(木)午後1時30分～4時

内容実践に活用できる実習と講義

講師NPO法人P・L・A専任講師

対象傾聴ボランティアに関心のある方

参加費1,000円(講座初日に徴収)

定員先着30人

②施設・団体・NPO等のボランティア担当者研修「実践編」

ボランティアを受け入れるにあたって、募集や対応についてのノウハウを学びます。

日時12月5日(水)午後1時30分～4時

場所福祉センター

講師小原宗一氏(日本ボランティアコーディネーター協会)

内容ボランティアが集まる魅力的なプログラムの作り方

対象施設(福祉施設・保育園・児童館・図書館・病院等)行政職員・NPOなどの非営利組織でボランティアを担当している方。これからボランティアの募集を考えたいという方。

参加費1,000円

定員先着35人

申込み①②ともに11月5日から(日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に、ふっさボランティア・市民活動センター☎552・2122(①は志望動機をお聞きします)へ。FAX553・7532

ホームページhttp://fvac.group-info.com/

e-mailinfo@fvac.group-info.com

官公署など

シルバー人材センター入会説明会

日時11月12日(月)午前10時

場所シルバー人材センター(さくら会館内)

問合せシルバー人材センター☎553・3261

11月は犯罪被害者支援推進月間

犯罪の被害にあって、精神的、身体的、経済的に大きな被害を受けた方や、ご家族の相談に応じています。

●福生警察署犯罪被害者相談係

24時間受付☎551・0110内線2143FAX553・8044

●社団法人被害者支援都民センター

月・木・金曜日は午前9時30分～午後5時30分、火・水曜日は午前9時30分～午後7時(土・日曜日、年末年始を除く)

☎03・5287・3336

FAX03・5287・3387

●犯罪被害者ホットライン

月～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日、年末年始を除く)

☎03・3597・7830

FAX03・3592・6840

都立あきる野学園養護学校

①第2回学校公開

日時11月5日(月)午前9時15分～正午

対象地域の方、福祉、就労、行政、小中学校、高等学校等関係機関の方

②発達支援を要する幼児のための養育懇談会

第5回「子育てを支えるきょうだいを支える」

日時11月16日(金)午前10時～正午

対象発達に支援が必要な幼児の保護者、幼稚園・保育園職員等

講師橋本創一氏(東京学芸大学准教授)※懇談会終了後学校案内(希望者)を行います。

①②共通参加費は無料です。申込みは、はがきまたはFAXで、氏名、住所、電話、①は学校見学の有無、②は個別相談の有無を記入して、11月10日(消印有効)までに〒197―0832あきる野市上代継123―1あきる野学園養護学校(FAX558・0074)へ申し込んでください。

問合せあきる野学園養護学校相談支援室☎558・0222

都立羽村養護学校第32回文化祭

日時11月22日(木)午前9時30分～正午、23日(金)午前9時30分～午後3時

内容羽村養護学校は知的障害のある児童生徒が学ぶ学校です。

文化祭は日頃の学習を発表する機会として毎年行っています。劇や合奏、合唱などの舞台発表や、作品展示、販売などが行われます。

問合せ羽村養護学校☎554・0829

労働審判制度をご存じですか

平成18年度から、労働関係に関する紛争を敏速かつ適正に処理し、実効的な解決を図ることを目的とした労働審判制度が始まりました。

労働審判手続は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争について、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2人で組織する労働審判委員会が、原則3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、まとまらなければ労働審判を行う手続です。

労働審判制度開始後、相当数の事件において調停が成立するなど、労働関係に関する紛争が労働審判手続の申立てを契機として解決しています。

労働審判手続においては、当事者が早期に的確な主張・立証を行うことが重要であるため、制度の利用に当たっては、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいでしょう。

労働審判に対する異議申立てがあれば、労働審判はその効力を失い、訴訟手続に移行します。

問合せ東京地方裁判所☎03・3581・5411

まちの話題

花と歌が生きがい!

加美平に住んでいる篠田秋子さん(86歳)は、JR青梅線沿いの花の手入れと掃除を毎日しています。四季折々の花が咲いていて、通行人の目を楽しませています。

篠田さんのもう一つの趣味は歌です。公民館の「寿市民広場」で毎週仲間と一緒に童謡、唱歌を歌っています。

12月6日に市民会館小ホールで行われる「人生うたい語りの集い」の発表会で、舞台に立って歌うことを今から楽しみにしているそうです。